

第3次男女共同参画基本計画のフォローアップで出された主なご意見（案）

内閣府男女共同参画局

（第9分野）

- ・ 交際相手からの暴力被害者支援について、警察との連携を行っているが、配偶者暴力相談支援センターに警察からの情報がフィードバックされておらず、情報共有がうまくいってないと感じる。できればこうした実態を把握して欲しい。
 - 被害者支援を行っている機関との連携会議等の場で、各機関の役割について互いの理解も深めつつ情報共有が行えるよう、指示等を行ってまいりたい。（警察庁）
- ・ 自立支援について、民間団体の力を活用することは大切なこと。厚生労働省が行っているモデル事業は予算として組んで行っているのか、ボランティアで行っているのか。
 - 現在はモデル事業を行っており、この成果を見ながら、検討していく。（厚生労働省）
- ・ DV被害者が妊娠した場合、抗拒不能の状態でパートナーから性交をされ妊娠している場合であっても、中絶をするときは相手の同意が必要である。しかしながら、こういったケースにおいては、同意を取りにいく際に、生命の危険があるほか、第三者を介して同意を得ようとしても、配偶者が拒否をした場合、中絶はできない。これは、人権上問題はないのか。見直すつもりはないのか。
 - 現時点で、法改正レベルの検討はしていない。胎児の生命尊重など、様々な意見がある中で、難しい問題と認識している。（厚生労働省）
- ・ 例えば、離婚し、子連れで再婚するケース等が増える中で、従属的な立場にある人が増えていると聞いている。法務省の検討会に提示された論点整理（案）においては、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設について盛り込まれているが、弱い人の味方となるような法規制がなされていくのか。
- ・ 地位・関係性を利用した性的行為に関して、今後の方向性はどのようなものか。
 - 検討会については、昨年10月31日を皮切りに、年内に4回、開催したところ。現在は検討段階であり、方向性についてお答えすることは難しい。今後、有益な議論をしていきたい。（法務省）

- ・ 性犯罪被害者支援について、警察に被害届を出さなかった場合は、保険診療の扱いはできないという理解でいいのか。診療の現場では、どう扱ってよいのか分からない場合があるので、警察に被害届を出さなかった場合はどのような扱いになるのかを、次の計画には一歩踏み込んだ形で検討してもらいたい。～意見
- ・ 産婦人科医、かかりつけ医、救急を扱う医師が性暴力被害者への対応について知らない場合があるので、卒後研修あるいは生涯教育研修など、どのような形でもいいが、医学教育の中で、性暴力被害あるいはDV被害への対応についても取り扱ってもらいたい。～意見
- ・ 教職員等が児童生徒に対するわいせつ行為等を行った場合の懲戒処分の基準やガイドラインについては、全ての教育委員会で同じレベル感のものが整備・周知されているのか。また、改善されていることが分かる数字などを把握しているのか。
 - 平成 25 年 4 月 1 日現在、全ての都道府県・指定都市委員会において、懲戒処分に関する基準が策定されているが、その基準の内容は各教育委員会が定めているもの。文部科学省としても、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、厳正な対応を促す通知を行っているところ。わいせつ行為等の処分件数は、毎年度、「公立学校における人事行政状況調査」を通じて把握している。（文部科学省）
- ・ 強姦罪の見直しなど、構成要件の見直しなどを含めて性犯罪に対する罰則の在り方を検討することは第 3 次基本計画の中に書き込まれたテーマであり、計画の終期までには、検討の結果がでるという認識でいいのか。法務省の検討会において、多数意見が法改正すべきだとなれば、法改正するスタンスであるとの認識でいいのか。
 - ご指摘のとおり、27 年度末を見据えて検討を進めており、検討結果もそれまでに示すということになるかと考えている。予断できないところではあるが、その方向で検討している。（法務省）
- ・ 児童ポルノ以外の画像等がブロックされることは適当でないとのことであるが、いろいろな画像の中に児童ポルノが含まれている場合、そのサイトはブロッキングできないということか。
 - 相当の割合で児童ポルノに当たる画像が含まれているような場合はブロッキングしている。（総務省）

- ・ ハーグ条約の適用にあっては、子どもの人権について配慮をしていくという方向性をもっていただきたい。～意見
- ・ インターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるための関係機関・団体等の連携・情報共有等の充実強化とは、どのようなことを行っているのか。
→ 安心ネットづくり促進協議会、モバイルコンテンツ審査機構等を通じて、企業、関係団体と情報共有を図っている。(内閣府)
- ・ 表現の自由とポルノの問題については、アメリカとヨーロッパで対応が異なるが、どのように対応すべきか。
この問題を解決する一つの方策として自主規制があるが、強制力が何もない中で、自分で自分の首を絞める行為をするのかという問題もある。第三者機関、いわゆるNPOのようなところで対応するというやり方もあるが、なかなかいい知恵がない。第4次計画の中でも議論になってくると思う。いい知恵があれば教えてほしい。～意見
- ・ メディアの情報発信者は主として男性である。男性は意図していないかもしれないが、女性側からすれば性的な表現ととれる場合もあり、女性の視点が必要。自主規制とかではなく、一歩踏み込む必要があるのではないか。～意見